

招集告示年月日		平成 29 年 9 月 4 日		招集場所		津南町役場議場	
開会	平成 29 年 9 月 7 日午前 10 時 00 分			閉会	平成 29 年 9 月 14 日午前 11 時 19 分		
応招・ 不応招  出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1 番	半戸義昭	応・出	8 番	津端眞一	応・出	
	2 番	村山道明	応・出	9 番	大平謙一	応・出	
	3 番	石田タマエ	応・出	10 番	河田強一	応・出	
	4 番	風巻光明	応・出	11 番	藤ノ木浩子	応・出	
	5 番	恩田稔	応・出	12 番	吉野徹	応・出	
	6 番	栗原洋子	応・出	13 番	桑原悠	応・出	
	7 番	中山弘	応・出	14 番	草津進	応・出	
地方自治法 第 121 条の 規定により 説明のため 出席した者 の職・氏名 (出席者： ○印)	職名	氏名	出席者	職名	氏名	出席者	
	町長	上村憲司	○	税務町民課長	高橋隆明	○	
	副町長	小野塚均	○	地域振興課長 農業委員会事務局長	江村善文	○	
	教育長	桑原正	○	建設課長	柳澤康義	○	
	農業委員長			教育委員会教育次長	上村栄一	○	
	監査委員	藤ノ木勤	○	会計管理者	板場康之	○	
	総務課長	根津和博	○	病院事務長	桑原次郎	○	
	福祉保健課長	高橋秀幸	○				
職務のため出席した者の職・氏名			議会事務局長	村山詳吾	班長	石沢和也	
会議録署名議員	5 番	恩田 稔	12 番	吉野 徹			

## 〔付議事件〕

(9月14日)

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第1  | 認定第1号  | 平成28年度津南町一般会計歳入歳出決算の認定について                            |
| 日程第2  | 認定第2号  | 平成28年度津南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について                      |
| 日程第3  | 認定第3号  | 平成28年度津南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について                     |
| 日程第4  | 認定第4号  | 平成28年度津南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について                        |
| 日程第5  | 認定第5号  | 平成28年度津南町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について                        |
| 日程第6  | 認定第6号  | 平成28年度津南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について                       |
| 日程第7  | 認定第7号  | 平成28年度津南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について                    |
| 日程第8  | 認定第8号  | 平成28年度津南町病院事業会計歳入歳出決算の認定について                          |
| 日程第9  | 報告第3号  | 健全化判断比率の報告について  |
| 日程第10 | 報告第4号  | 資金不足比率の報告について   |
| 日程第11 | 議案第51号 | 津南町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について                             |
| 日程第12 | 陳情第1号  | 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について                       |
| 日程第13 | 発議案第5号 | 全国森林環境税の創設に関する意見書の提出について                              |
| 日程第14 | 陳情第2号  | 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する陳情 |
| 日程第15 | 発議案第6号 | 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出について     |
| 日程第16 |        | 議員派遣の件について  |
| 日程第17 |        | 委員会の閉会中の継続調査及び審査について                                  |

## 議長の開議宣告

議長（草津 進）

これより本日の会議を開きます。

—（午前10時00分）—

## 議事日程の報告

議長（草津 進）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

### 日 程 第 1

認定第1号 平成28年度津南町一般会計歳入歳出決算の認定について

### 日 程 第 2

認定第2号 平成28年度津南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

### 日 程 第 3

認定第3号 平成28年度津南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

### 日 程 第 4

認定第4号 平成28年度津南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

### 日 程 第 5

認定第5号 平成28年度津南町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について

### 日 程 第 6

認定第6号 平成28年度津南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

### 日 程 第 7

認定第7号 平成28年度津南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

### 日 程 第 8

認定第8号 平成28年度津南町病院事業会計歳入歳出決算の認定について

議長（草津 進）

認定第1号から認定第8号まで、一括議題といたします。

これより一括して質疑を行います。

5番、恩田稔議員。

(5番) 恩田 稔

1点、お願いします。当初予算75億300万円に対して歳出の決算が76億4,000万円ということで、その差額が1億4,000万円くらい。私が議員になってからくらいのスパンしか見ていないのですけれども、平成28年度においては、当初予算と差が非常にないのかなと思っております。これは災害もなく、特に大きい補正とかがなかったことももちろんあると思うのですが、一方では、年度中に何かいろいろ新規の事業とか、あるいは、いろんな要望等が通りにくくなっているのかなという気もするわけです。これが直接、財政が厳しくなってきたということにはつながらないのかもしれませんが、どんなふうに見たらいいのか、理解したらいいのかと思っています。その点について伺いたいと思います。

議長(草津 進)

総務課長。

総務課長(根津和博)

恩田議員の御質問でございます。要望が通りにくくなっているということはございません。当然、補正予算で各課から要求が出されたものにつきましては、総務課長査定、町長査定を経て慎重に予算付けをしているところでございます。たまたま大雪になったりしなかったという面で大きな補正増がなかったという面はございますけれども、我々の使命は、最小の経費で最大の効果を上げるということで、なるべく経費の削減に努めているところでございます。

議長(草津 進)

5番、恩田稔議員。

(5番) 恩田 稔

例えば平成23年度とかは、非常に災害関係があったりして、非常に大きい差額が出ているのですけれども、それでも割と10%くらいの差額が今まではあったわけです。これは特別厳しくなったということではなくて、たまたまということでは捉えればよろしいですか。

議長(草津 進)

総務課長。

総務課長(根津和博)

恩田議員のお見込みのとおりでございます。

議長(草津 進)

他に質疑はありませんか。

— (質疑者なし) —

質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行ないます。

認定第1号について討論を行ないます。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

11 番、藤ノ木浩子議員。

(11 番) 藤ノ木浩子

平成 28 年度一般会計決算に対する反対討論を幾つか意見を申し上げて行います。

先日、財務省が発表した 2016 年度の法人企業統計によれば、資本金 10 億円以上の大企業の内部留保が 400 兆円を超え、403.4 兆円になったと新聞報道されました。安倍政権のもと大企業は、史上最高の利益を更新し続けています。一方で、労働者の実質賃金は下落していることも明らかとなっています。日本の貧困率は、1997 年と 2012 年を比較しますと、14.6%から 16.1%となり、OECD34 か国中ワースト 6 位、先進国の中でも貧困国となっています。子どもの貧困率についても、13.4%から 16.3%になりました。働いても働いても低所得から抜け出せないワーキングプア世帯が 9.7%と 2 倍に。貯蓄ゼロの世帯、2 人以上世帯で 30.9%。これは、1997 年から 2015 年の間に 3 倍に急増しているということです。一握りの富裕層はますます富み、国民全体は所得が減り、貧困層が増大している。これが今の日本の姿ではないでしょうか。まさに貧困と格差の拡大です。こうした状況を私は、町民の意識からも非常に感じるがありました。ある商売をしている方は、「ますます大企業は良いかもしれないが、中小の企業は駄目になる。これからも子どもたちは、将来子どもを大学に出すなんてできないんじゃないか。」こんなふうにおっしゃっている方もおりました。また、「昔のような景気の良い時代がこの先来るのだろうか。子どもたちの将来を思うと、本当に心配だ。」とおっしゃる女性の方もいました。私も本当にそのとおりだと思いました。大企業や富裕層のための政治でなく、貧困と格差を正し、国民の暮らしを支え、豊かにしていくことこそ、政治の責任の一つであると強く思っております。そこで、平成 28 年度の決算についてであります。反対理由について幾つか述べたいと思っています。

一つは、町民のための医療を確保する町長の姿勢であります。看護師確保は町政の最優先課題として位置付け取り組むべきと、この間、議会ごとに申しあげてきましたが、「もう看護師は確保できない」が先にありきで、病院経営は縮小縮小の議論です。町長自ら先頭に立って、今後の医療や介護の在り方を模索する姿勢も行動も見られません。これでは、この先の病院はどうなるのでしょうか。町民は、ここで暮らしているのです。暮らし続けるためには、医療の確保が不可欠であり、医師・看護師確保は必須の条件であります。

二つ目に、この間、自公政権のもとで人間らしく働く雇用のルールが壊されてきました。私は、その一つに値するのが町臨時職員の雇用形態だと思っています。平成 28 年度の一般会計では、臨時職員が 123 名、正職員が 115 名。正職員と共に公務を担う臨時職員数が正職員数を上回りました。保育園では、そのことがあらわに表れていて、どこの園でも臨時職員保育士数が正規の保育士よりも多くなっていました。特に教育、保育、医療の分野で臨時職員が多く、また、女性が多数であることも明らかです。公務を担う臨時職員の方は、正職員との違いを示すために不当な労働環境の中で働いているとしか私は思えません。労働者の労働条件の改善こそ、働く方の仕事に対する士気もアップし、教育・保育の質の向上につながるものと思っています。格差と貧困を正す待ったなしの改革ではないでしょうか。

三つ目に農業問題です。津南町は、誰もが認める農業立町です。津南農業をいかに守り、町民が農業と共に暮らし続けていけるかどうかです。国が進める大規模化・集約化だけでは、津南の

大地は守れません。これは、どなたも共通認識となっていると思いますが、小規模農家も兼業農家も農業を続けていける施策が必要です。また、苗場山麓開発などにおける償還金の問題も農家にとって大変大きな負担となっています。国の農政の在り方に対し、もっとこの大地で将来農業を営んでいける施策に声を上げるべきではないでしょうか。

最後に、子どもの貧困が社会問題となっているなかで、子育て支援をもっと充実させるべきと考えます。子どもの医療費助成は、実施自治体の約半数が無料化となっています。学校給食では、助成や無料化も広がっています。若い子育て世代が、「津南の子育て支援は本当にすごい。」と思えるよう、実感していただけるような施策が必要と考えます。自治体の役割は、住民の福祉・暮らしの向上にあります。

いつも申し上げておりますが、国の悪政の防波堤となって、町民の暮らしを守る、その使命があることを訴え、反対討論いたします。

議長（草津 進）

次に賛成の方の発言を許します。

3番、石田タマエ議員。

（3番）石田タマエ

平成28年度の一般会計決算に賛成の立場で討論いたします。

平成28年度は、まち・ひと・しごと創生総合戦略と津南町人口ビジョンに基づいた実施初年度となりました。財政面においては、歳入80億1,726万5,000円、歳出76億4,239万円と、歳入歳出ともに前年比増額となりました。歳入では、地方交付税が対前年比1億3,358万8,000円の減額、国庫支出金1,927万2,000円の減となりましたが、一方では、自主財源の柱となる町税が3,108万2,000円の増額や、前年度より多少減額したもののふるさと納税寄附金が1億3,440万円となり、自主財源比率が29.1%と前年度比3ポイント上昇いたしました。当然、施設整備等のボリュームにより左右いたしますが、今後、国の財政が更に厳しくなり、交付税等の伸びが見込めないなか、徐々にではありますが自主財源比率が向上してきております。このことは、日常的に町税等の収納率向上に努めていることも一因であると評価をするものであります。

さて、「強くてどこよりもやさしい町づくり」の実現のために、「強い町づくり」では、混迷する農業政策のなか、津南町認証米作付け補助の継続や共同活動による農地の維持を推進してきました。また、畑作振興でも、高リコピンニンジンやシルクスイートの実証試験を経て、商品化へと大きく前進し、安心安全の津南野菜に更に付加価値を高め、より安定した農業経営へと期待がされます。また、日本ジオパーク認定に続いて、火焰型土器と雪国文化が日本遺産に認定され、古くから息づいてきた地域の歴史文化が新しいステージへと歩みを進めています。近づく東京オリンピックに向けて世界へと大きく期待をするものであります。

一方、「やさしい町づくり」においては、健康づくりの啓発に努めるとともに各種検診の促進や、疾病の早期発見・早期治療へと積極的なはたらきかけを推進し、町民の健康寿命の延伸を図ってきました。子育て支援、少子化対策では、妊産婦医療費の助成や特定不妊治療費の助成等、各種助成制度を継続実施し、産み育てやすい環境へと歩んでいます。障害者施策においては、地域活動支援センター「いこいの家」が町の中心地に新築され、障がい者の拠点としての活用が今

後期待されます。また、障がい者にとっては、移動手段が日常生活において大きな課題であります。透析治療の送迎に続いて、障がい者の通所交通費補助が開始されたことは、今後の生活の幅が広がり、自立した生活により近づいていくものと期待をいたします。また、教育振興では、懸案でありました津南小学校の駐車場整備に加え、不足していた校舎の増築計画が具体化し、平成 29 年度着手へとつなげることができました。また、特別支援が必要な児童・生徒に対して、町独自の職員加配や通学支援の継続に加えて、津南小学校の増築計画では、特に支援が必要な児童への配慮がうかがえます。また、「マウンテンパーク津南」の管理運営を「(有)イングリッシュアドベンチャー」に委託したことで、津南の子どもたちにとっては、より身近で国際化へのかかわりを感じ取れることができると期待をいたします。一方で今後の大きな課題として、平成 28 年度は、一般会計からの補助金が 5 億 4,623 万円となった津南病院の経営改善が急がれます。今ほど、反対討論の中にもありましたが、津南病院の経営改善は、一概に看護師不足だけでないと認識しています。魚沼圏域で完結型医療を目指して、それぞれの役割を担おうとしていることは御承知のとおりです。誰でもが最も身近に一番腕の良い医者が出て、どんな病でも神の手のごとく治してくれる環境があればいいと願うところですが、それは当然、この地域においては、ほぼ不可能だと考えます。この圏域の中で津南病院が担うべき役割は何か。また、身の丈に合った病院規模はどのくらいかを見極める必要があるのではないのでしょうか。今、これらを審議会で真剣に検討を重ねているところです。ただただ「努力が足りない。」と批判するだけでなく、現状を正しく理解し、正しい情報を住民に伝えて、前向きな御意見をいただきたいと思っております。

ゆるぎない津南農業を基盤として、歴史文化を守りつつ、観光振興による流動人口の増加策を探りながら、生活環境の充実を図り、誰でもがいつまでも安心して住み続けられる町づくりを目指して、賛成討論といたします。

議長（草津 進）

次に原案に反対の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

次に原案に賛成の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

認定第 1 号について採決いたします。

認定第 1 号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

—（起立 11 名、非起立 2 名）—

賛成多数です。よって、認定第 1 号については認定することに決定いたしました。

議長（草津 進）

認定第 2 号について、討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

11 番、藤ノ木浩子議員。

(11 番) 藤ノ木浩子

平成 28 年度国民健康保険特別会計の決算に対し意見を申し上げ、反対討論を行います。

国民健康保険については、町は国民健康保険の都道府県化に向け、急激な保険料の高騰とならないようにと今から保険料を上げていくとして、これまで保険料の値上げを実施してきました。私どもは、そのやり方に対して反対をしてまいりました。国民健康保険の問題は、低所得者・高齢者が多く加入しているなかで保険料が高い、この構造的問題の解消が課題となっているからです。私の一般質問の中で明らかとなった平成 28 年度国民健康保険加入者の実態は、年金・無職の方が 44.5%、被用者が 31.7%、農業 12.9%、自営業 10.5%、その他 0.4%でした。年金・無職の方と非正規雇用の方が多いた被用者を合わせますと、76.2%です。つまり、国民健康保険加入者の多くは、保険料の負担能力が高くないことが言えると思います。国民健康保険は、公的医療保険の中で所得水準が最も低くなっています。津南町の一人当たりの国民健康保険料の推移で見ますと、平成 22 年度は 6 万 3,910 円、平成 28 年度は 7 万 8,430 円で、この間、一人当たり 1 万 4,520 円も引き上げられてきました。給与年収 400 万円の 4 人家族の国民健康保険料で見ますと、津南町は 27 万 500 円、給与年収 180 万円の単身で 8 万 9,300 円ということで試算をしていただきました。県内の市と比べますと低いほうと言えますが、新潟県の協会けんぽ加入者の保険料と比べますと、年収 400 万円の 4 人家族では、7 万 2,800 円も津南町の国民健康保険料も高くなっています。こうした国民健康保険加入者の実態から、国民健康保険料の負担軽減がもっと必要と考えます。

二つ目に、国民健康保険は、この負担能力が高くない人が集まる仕組みとなっていて、適切な国庫負担が投入されなければ、維持することはできません。しかし、国は国民健康保険に占める国庫支出金の割合を減らし続け、その分が加入者や自治体の負担となっています。仕組み、構造的な問題を解決しない限り、高い国民健康保険料は抑えることはできないのではないのでしょうか。

三つ目に、滞納者に対する制裁措置です。短期保険証や資格証明書の発行が行われ、無保険状態となる住民を作り出しています。町民の医療受診を抑えるようなことは、私はすべきでないと考えています。

来年からは、いよいよ国民健康保険は県で一本化され、財政運営やあらゆる権限が県となります。各市町村で保険料に差があるなかで、保険料が大きく引き上げられるのではないかと、大変心配するところでもあります。埼玉県標準保険料額の第 1 回のシミュレーションを見ましたところ、現在の一人当たりの保険料よりも、各自治体が 120%から 140%値上げをするというシミュレーションが出ておりました。非常に埼玉県でも驚いているということですが、新潟県がどうなるのか、津南町がどういった保険料になるのか、大変心配なところでもあります。是非、住民の暮らしを守るといって、この保険料の引き上げとならないような施策をお願いしたいところがあります。

幾つか意見を申し上げましたが、以上で反対討論といたします。

議長 (草津 進)

次に原案に賛成の方の発言を許します。

2 番、村山道明議員。

(2番) 村山道明

国民健康保険特別会計決算について、賛成の立場で述べさせていただきます。

年々増え続ける医療費抑制傾向の歯止めには、おのずと限界がございます。平成21年度以降、一般会計繰入れを主体としました財政基金繰入れを減額しながらも保険料を最低基準に維持してきたことは、十分評価されます。本年度決算から見ますと、一般分ほかについて前年度対比から言えることは、被保険者数の減や、18歳から65歳と、70歳から75歳の総医療費額及びこの保険者負担額の減額が決算資料の事業状況の明細から見て取れます。また、国民健康保険制度の改革や保険料の激減緩和を行った町の方針は、町民に十分理解していただけたものと私は思っております。保険事業の成果としまして、人間ドック、特定健康診査や、その一員としてNPO法人「Tap」による水中運動、また、健骨体操などの事業も町民の健康促進につながり、医療費の低減につながったものと確信しております。今後も国民健康保険事業の経営安定化を図るために実情に応じた適切な対策を期待しまして、賛成討論といたします。

議長（草津 進）

次に原案に反対の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

次に原案に賛成の方の発言を許します。

4番、風巻光明議員。

(4番) 風巻光明

国民健康保険特別会計の決算に対して賛成の立場で討論させていただきます。

国民健康保険加入者が5年前には3,100人を超えておりましたが、人口減少の影響でしょうか。昨年、加入者実績は、2,600人台と500人も5年間で減少しております。そのようななか、平成28年度は国民健康保険料を据え置き、全体の徴収額は、平成27年度が2億3,300万円に対し、平成28年度は2億2,200万円と1,000万円以上減少しています。また、一般会計からの繰入金も1億2,200万円と前年度と比較して1,600万円減少しております。さらに、財政調整基金からの繰入れについても、当初予算から1,500万円減とすることができました。その結果、歳入総額は12億9,300万円、歳出総額は12億100万円と、実質収支はプラスの9,200万円であります。歳出では、高齢化が上昇し高額医療が増えるなか、一人当たりの医療諸費用額などは減り、全体の保険給付額は、前年比5,000万円減少となりました。また、平成27年度と同様に1億円程度次年度に繰越しできることは、国民健康保険運営協議会並びに福祉保健課保険班の適格な深い洞察力と予算執行力は、大いに評価されるものであります。さて、国民健康保険事業は、県単位の広域化が予定されているなか、できるだけ町民負担の軽減を図り、どこよりもやさしい町として特色が出せるように平成28年度同様適正なる予算執行を期待し、本国民健康保険事業決算に賛成といたします。

議長（草津 進）

次に原案に賛成の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

認定第2号について採決いたします。

認定第2号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

—（起立11名、非起立2名）—

賛成多数です。よって、認定第2号については認定することに決定いたしました。

議長（草津 進）

認定第3号について、討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

認定第3号について採決いたします。

認定第3号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、認定第3号については認定することに決定いたしました。

議長（草津 進）

認定第4号について、討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

11番、藤ノ木浩子議員。

（11番）藤ノ木浩子

平成28年度介護保険特別会計決算に対し意見を申し上げ、反対討論を行います。

理由の一つは、「保険あって介護なし」の方向へこの介護保険制度が進んでいるという点であります。特別養護老人ホーム入所は、要介護3以上からでないと施設入所ができなくなりました。入所申込みさえもできません。委員会審議の中で特別養護老人ホーム待機者が100人くらいになったと報告がありましたが、それは言い換えれば、重度の方のみ申し込んでおられるということであり、要介護1・2の方が除外されたということです。さらには、要介護1・2の方も保険給付から外して、訪問介護の生活援助を原則自己負担か地域支援事業に移す方向が財政制度審議会で示されており、厚生労働省も議論しています。

二つ目に、利用料・保険料の負担です。介護保険料は、これまで上がり続けてきました。第6期の標準額は、6,000円。第1期の約2.32倍となっています。今のシステムが続く限り、この先も延々と上がり続けていきます。利用料については、介護施設の部屋代や食事代を国が補助する補足給付の対象者を縮小しました。また、所得160万円以上の人を対象に制度始まって以来の2割負担に引き上げました。こうした制度改悪は、利用者や家族に大きな影響を与えていると思っております。「とても10万円以上も費用が掛かる施設には入所させられない。」これが町民の声ではないでしょうか。そして、介護を支えている現役世代、私たちにとっても、老後の不安はますます増すばかりです。

三つ目に、介護職員の人材確保と処遇改善です。介護の現場は、やはり介護士・看護師とも人材確保が課題となっています。介護職員は、他の職種に比べ、月額10万円くらい低い賃金におかれているということです。人の命と生活を支える大事な仕事として、賃金の引上げなしに人材

確保はできないと思っています。それには、介護報酬の引上げを求めていくことが重要であります。「国も財政が厳しいから。」とか「お金のある人からは負担してもらうのは当然。」、こういった言葉をよく耳にします。介護保険制度が始まる前の高齢者福祉は、100%公費でした。しかし、介護保険制度となり、公費は50%、保険料が50%となりました。津南町の平成28年度決算で言うと、公費は約9.7億円、国・県・町です。保険料は7.3億円。公費負担削減は、保険料負担になりました。2015年の全国の介護給付費の総額は、約10兆円です。国は2.5兆円、市町村は1.25兆円、65歳以上の高齢者は2.2兆円です。介護給付費への国庫負担は、国の予算の2.59%です。「お金のある方には負担は当然だ。」という言葉をお聞きしますが、国の介護保険改悪では、65歳以上から74歳までの利用料を所得にかかわらず2割にする方向まで出されており、さらには、2割負担にしたばかりなのに来年は3割負担の利用料改正が実施されます。こうした国民への負担を増やし続け、保険給付から外す、これが制度維持の方向でしょうか。安心して利用できる介護保険でしょうか。国の改悪を許さないために声を上げていくことが重要です。

以上、意見を申し上げて反対討論といたします。

議長（草津 進）

次に原案に賛成の方の発言を許します。

3番、石田タマエ議員。

（3番）石田タマエ

平成28年度津南町介護保険特別会計に賛成の立場で討論いたします。

全国的に少子高齢化に歯止めがきかない現状にあって、社会保障の財源確保が国の大きな課題であることは御承知のとおりです。平成28年度の決算、財政面では、歳入17億6,068万5,000円、歳出17億1,339万5,000円と、歳入歳出とも対前年比増額となっていますが、歳入の保険料収入は、対前年比1.4%増に対して、歳出の保険給付費が0.7%増に留まっています。また、平成28年度は、受給者858人、対前年比1.1%の伸びであります。受給者が増えている割合に対して給付費の伸びが少ないことは、サービス運営事業者やボランティア団体と連携し、事業運営に当たっていることの成果と考えます。また、多様な介護予防施策を講じて参加促進を呼び掛けていることの成果も大きく評価するものであります。津南町においては、早くから施設整備が進み、他地域に比べて施設が充足していると認識しています。また、地域密着型サービスも各地に整備されています。一時は、各施設で特別養護老人ホーム待機者が数百人を数えていましたが、現在は、経営が心配されるほど待機者が減少してきております。このことは、制度改正の影響も多分に考えられますが、以前より重度者の入所がスムーズになったと思われれます。今後、更に介護予防に力を入れ、要介護状態を極力避け、また、介護度を上げないための取組に努めていただくことをお願いするところです。

なお、今ほどの反対討論に対してですが、この討論は、平成28年度津南町介護保険特別会計の会計決算に対する討論であると認識します。よって、制度批判は多少論点がずれていると考えますが、あえて今ほどの討論に対して私自身の考えを述べさせていただきます。今、2025年問題が大きくクローズアップされています。これから10年間で日本の人口は700万人減り、15歳から64歳の生産年齢人口が7,000万人まで落ち込む一方で、65歳以上の人口は3,500万人を突

破すると推計されております。まさに、3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上という超高齢社会が目の前にあります。このまま何も策を講じずに過ごせば、社会保障の破綻、際限のない増税といった山積みの問題が10年足らずで一気に表面化するといわれています。これらを乗り切っていくためには、「入るを量りて出ざるを制す」の基本原則によって、安定した財源確保が求められます。介護保険制度も社会情勢によって3年ごとに見直しをし、2015年にも大幅な改正がなされました。この改正により、特別養護老人ホームへの入所要件が原則要介護3以上とされたことは、現状、要介護1・2の入所率が1割弱程度であり、現状に沿った改正であります。しかし、特例としてやむを得ない事情がある場合は、入所が認めれる仕組みとなっています。今回改正の施設入所原則要介護3以上としたことで、入所できる施設の定員が減ったわけではありません。施設に入りたくても入れないということとは別の問題です。重度の要介護者を在宅で介護されている方々を優先しようとするもので、入所施設を減らすということではないことをしっかりと認識しなければならないと考えます。また、費用負担の公平化を図るために低所得者の保険料軽減割合を拡大していることも理解しなければなりません。一定以上の所得がある利用者の負担割合を2割とし、たとえ1割でも負担が困難な利用者への配慮が拡大されたことは、互いに支え合う介護保険制度の真の目的に沿っているものと考えられます。持続可能な介護保険制度にしていくためにも、現状の介護保険制度を私は支持いたします。

少し論点がずれましたが、法制度を順守し介護保険事業を推進したからこそ、住民の生活が守れると考え、本特別会計決算に賛成いたします。

議長（草津 進）

次に原案に反対の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

次に原案に賛成の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

認定第4号について採決いたします。

認定第4号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

—（起立11名、非起立2名）—

賛成多数です。よって、認定第4号については認定することに決定いたしました。

議長（草津 進）

認定第5号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

認定第5号について採決いたします。

認定第5号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、認定第5号については認定することに決定いたしました。

議長（草津 進）

認定第6号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

認定第6号について採決いたします。

認定第6号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、認定第6号については認定することに決定いたしました。

議長（草津 進）

認定第7号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

認定第7号について採決いたします。

認定第7号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、認定第7号については認定することに決定いたしました。

議長（草津 進）

認定第8号について討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

次に原案に賛成の方の発言を許します。

4番、風巻光明議員。

（4番）風巻光明

津南町病院事業会計決算の賛成討論を行います。

津南町は人口が減少し、魚沼圏域で新しい病院がオープンするなか、津南病院では医療収益のうち外来収益、入院収益とも大幅に減少し、かつてない厳しい決算となりました。そのようななか、平成28年度は、休床した療養病床の利活用を検討し、介護と医療のはざまで行く場所のない町民の受け皿として活用すべきとの報告書が提出され、また、地域と密着した医療体制の確立のため、地域連携室や訪問看護ステーションを立ち上げたところでもあります。また、患者数の少ない歯科を廃止し、損益の改善を図るべく行動をいたしました。が、決算4か月前の予測では、過去最大となる5億8,000万円とか6億円ともいわれる赤字の見込みとなりました。このため、残された4か月間、医師、看護師、事務部門全員が一丸となって赤字を減額すべく、医療報酬の点数の上積みや経費の削減など積極的に取り組む姿勢が伺え、私たちにもひしひしと伝わってまいりました。結果として、一般会計からの補助金は、前年度より800万円減の5億1,200万円を受け、7,000万円の実質赤字予測から4,700万円に削減できました。これは、院長のリーダーシップのもと、病院に勤務する人全員が損益意識を持ち、行動した結果であると大いに評価するものであります。また、看護師不足の対策については、医療関係の学校に在学している学生と面談会を開催するなどの効果が出てきており、来年度は4名の看護師の申込みがあったと聞き、明るい兆しが見えてまいりました。しかしながら、5億円の赤字補填をいつまでも続けてよいわけではありません。その対策のため町長より諮問を受け、現在、ダイナミックかつスピード感を持って病院運営審議会のメンバーが中心となって検討しているところでもあります。今後は、病院の地域間の連携と自立した病院体制を確立し、病院スタッフ全員がこの難局を打破できるよう、なお

一層取り組まれることを期待して、本病院会計の決算に賛成といたします。  
以上です。

議長（草津 進）

次に原案に賛成の方の発言を許します。 —（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

認定第8号について採決いたします。

認定第8号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、認定第8号については認定することに決定いたしました。

## 日 程 第 9

報告第3号 健全化判断比率の報告について

## 日 程 第 10

報告第4号 資金不足比率の報告について

議長（草津 進）

報告第3号及び報告第4号を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

町長（上村憲司）

報告第3号及び報告第4号を一括して提案理由の説明を申し上げます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化比率及び公営企業の資金不足比率について監査委員の審査に対し、議会に報告することが義務付けられているものであります。細部につきましては、総務課長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（草津 進）

総務課長。

総務課長（根津和博）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより一括して質疑を行ないます。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって、報告第3号及び報告第4号については終了いたします。

## 日 程 第 11

### 議案第 51 号 津南町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議長（草津 進）

議案第 51 号について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（上村憲司）

大船町営住宅の建設に伴い、条例の一部を改正するものであります。細部につきましては、建設課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（草津 進）

建設課長。

建設課長（柳澤康義）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行ないます。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 51 号について、採決いたします。

議案第 51 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 51 号については、原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 12

### 陳情第 1 号 「全国森林環境税の創設に関する意見書」の採択に関する陳情

議長（草津 進）

陳情第 1 号を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（大平謙一）

審議内容を報告いたします。

『全国森林環境税創設に関する意見書』採択に関する陳情について、9月7日、委員会を開き、審議いたしました。森林環境税については、以前にも陳情があり、当町議会でも採択され

ております。森林の保全は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生、山村地域の安定した雇用の場の確保の財源確保のため必要です。しかし、今回、税の集め方に関して、個人住民税均等割枠組みの活用に対して反対意見もありました。しかし、目的は、国土の保全、温暖化防止、山村地域の雇用にも役立つ。全国森林環境税の創設の陳情を賛成多数で採択いたすことに決定いたしました。

議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（草津 進）

委員長報告に対する質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

陳情第1号について討論を行います。

まず、採択に反対の方の発言を許します。

6番、栞原洋子議員。

（6番）栞原洋子

ただいまの陳情についての意見を申し上げます。

地方が行う森林整備の財源確保のためとして、来年度の税制改正において森林環境税の創設を求めるものです。陳情が指摘するとおり、森林は木材の供給源であるとともに中山間地域の維持と国土の保全や水源の涵養など広域的機能を有し、そこで営まれている林業は、地域社会を支える重要な産業であると認識しています。今、輸入自由化による木材価格の低迷、中山間地域の高齢化や担い手不足などを背景に森林の荒廃が進んでいます。森林の保全と林業の振興には、国の役割が重要であることは言うまでもありません。しかし、国の森林整備予算は、2008年度1,624億円から2015年度1,202億円へと、この8年間だけでも422億円も削減されています。これは、所得に応じて負担している、すなわち、主に累進課税である所得税と法人税で成り立っている国家予算からの拠出を削減し、都市・地方を通じて国民に広く負担を求めるもので、地方税である個人住民税に上乗せするかたちで国による徴収が想定された税であります。日本共産党は、国民に広く負担を求めるのではなく、CO2の排出量に応じた負担となっている既存の地球温暖化対策税の拡充を図ることで財源を確保し、森林、林業における地球温暖化対策に必要な財源を確保するよう求めるものです。この立場から、国の責任を投げ捨て、庶民に広く負担を求めることを想定した森林環境税の導入には私は賛成できず、本陳情を採択としました委員長報告には賛同できません。

以上です。

議長（草津 進）

次に採択に賛成の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

次に採択に反対の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

陳情第1号について採決いたします。

陳情第1号に対する委員長報告は採択です。陳情第1号について委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

— (起立10名、非起立3名) —

賛成多数です。よって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

### 日 程 第 13

#### 発議案第5号 全国森林環境税の創設に関する意見書の提出について

議長（草津 進）

発議案第5号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

9番、大平謙一議員。

（9番）大平謙一

意見書の提出に関する皆様の賛成をお願いしたいところであります。この環境税は、広く薄く地方も都会も併せて集めて、それを地方、森林の非常に多い所が恩恵を受けるわけでありますので、私といたしましては、この安定的な財源収入が是非とも必要だと思っております。そういうことからいたしまして、この意見書を提出することを皆さんに賛同をお願いするものです。

議長（草津 進）

これより質疑を行ないます。

11番、藤ノ木浩子議員。

（11番）藤ノ木浩子

先ほど質問すればよかったのですが、全国で37の県でもう導入されているのですが、県が導入している森林環境税については、どうお考えでしょうか。

議長（草津 進）

9番、大平謙一議員。

（9番）大平謙一

そういう話も出ました。出たのですけれども、新潟県は、それは採用しておりませんでした。そういうなかで、やはり森林環境税を行っている県というのは、地方の県が多くて、都会の大都市の県や都はやっていなかったと思います。そうしたことで、やはり広く集めるという方向でやらなければ、安定した財源は確保できないという皆の考えで採択になっております。

議長（草津 進）

11番、藤ノ木浩子議員。

(11 番) 藤ノ木浩子

ということは、県でもその環境税は集め、国でも全国森林環境税を集めて、森林整備した方がいいというお考えでしょうか。委員長は、どういうふうに考えていますか。

議長 (草津 進)

9 番、大平謙一議員。

(9 番) 大平謙一

これは当然、一本化されると思います。

議長 (草津 進)

ほかに質疑はありませんか。

— (質疑者なし) —

質疑を終結いたします。

これより討論を行ないます。

— (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

発議案第 5 号について採決いたします。

発議案第 5 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

— (起立 10 名、非起立 3 名) —

賛成多数です。よって、発議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

#### 日 程 第 14

**陳情第 2 号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する陳情**

議長 (草津 進)

陳情第 2 号を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

総文福祉常任委員長。

総文福祉常任委員長 (風巻光明)

陳情第 2 号について御説明いたします。

平成 29 年 8 月 22 日付、「新潟県私学の公費助成をすすめる会」会長中村直美様より「『学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高校への私学助成の充実を求める意見書』の採択に関する陳情」を 9 月 4 日に受理いたしました。そして、議長より総文福祉常任委員会に付託を受けました。この陳情については、毎年提出されており、昨年も津南町議会では採択したわけですが、若干中身が変わっているので趣旨について説明いたしたいと思います。二つの理由がございます。

一つ目は、公私間の学費負担格差軽減でございます。全国では、約 3 割の高校生が私立高校で学んでおり、公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしています。国の就学支援制

度は、平成 26 年の制度見直しにより、590 万円以下の所得者の加算支給が増額されるとともに県でも独自の学費軽減制度が拡充されました。しかしながら、この軽減支援を受けたのちでも、初年度納入金で年額 19 万円から 40 万円の負担が残り、まだ公私間に大きな学費格差があります。本年度は、この制度の 2 回目の見直しが行われる年であり、更に国県の学費軽減助成制度が拡充されれば、負担軽減が一気に進むこととなります。

二つ目は、教育条件の格差是正であります。過去 15 年間の教員の推移を見ると、これは新潟県でございますが、専任教員が減少し、常勤講師が増加しております。ここで、専任教員というのは、正確には専任教諭でございます、民間で言えば正社員のようなものです。常勤講師とは、契約社員のようなものであります。こうなった大きな要因は、私立高校の経常費への公費の少なさであります。具体的に申しますと、公立高校には、一人当たり 100 万円の公費支出がありますが、私立高校へは、その 4 割弱の 36 万円の助成に留まっています。したがって、専任教員の増員のためには、「経常費 2 分の 1 を上限とする」という現制度を変えることが求められております。

そこで、陳情事項は、「一、地方自治法第 99 条の規定により、『学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書』を採択のうえ、関係機関に意見書の送付をおこなってください。」ということでございます。

次に、委員会の審査であります。9 月 7 日に当委員会において審査を行いました。委員会での意見は、「昨年も採択しているが、今は高校へはほとんどと言ってよいほど全員が進学している。学ぶ場を保障することが必要である。格差を極力少なくして、私学と公立の両輪で学ぶ場の確保が必要だ。」、二つ目は、「公私間の格差が縮まるまで、毎年でも意見書を提出することが必要である。」、三つ目は、「現在、政府でも高等教育の無償化の検討に入っているところであり、私学高校への助成拡充は必要と思う。」というような意見がございまして、最終的に採択を行いました。結果、全員賛成で、総文福祉常任委員会としては、本陳情を採択いたしました。

以上でございます。

議長（草津 進）

委員長報告に対する質疑を行ないます。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

陳情第 2 号について討論を行ないます。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

陳情第 2 号について採決いたします。

陳情第 2 号に対する委員長報告は採択です。陳情第 2 号について委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

—（起立 12 名、非起立 1 名）—

賛成多数です。よって、陳情第 2 号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

## 日 程 第 15

発議案第 6 号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出について

議長（草津 進）

発議案第6号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

4番、風巻光明議員。

（4番）風巻光明

今ほどは陳情第2号について採択いただき、大変ありがとうございました。したがって、関係機関への意見書を提出したく思います。一つ目は国関係機関。提出先は、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長でございます。意見書の中身については、陳情内容と同様でございます。もう1通につきましては、提出先は新潟県知事米山隆一様であります。意見書内容についても陳情と同様でございます。皆様の賛同をお願いいたします。

議長（草津 進）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

発議案第6号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

発議案第6号について採決いたします。

発議案第6号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立12名、非起立1名）—

賛成多数です。よって、発議案第6号については原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 16

### 議員派遣の件について

議長（草津 進）

議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配布した内容で議員を派遣することにしたいと思  
います。これに御異議ありませんか。

—（異議なしの声あり）—

異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配布のとおり派遣すること  
に決定いたしました。

## 日 程 第 17

### 委員会の閉会中の継続調査及び審査について

議長（草津 進）

委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題といたします。

各委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配布のとおり、閉会中の調査・審査の  
申出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の調査・審査することに御異議あり

ませんか。

—（異議なしの声あり）—

異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の調査・審査することに決定いたしました。

議長（草津 進）

以上をもって本定例会に付議された事件の審議は全て議了いたしました。

町長より挨拶を求められておりますので、これを許可いたします。

町長（上村憲司）

平成 28 年度の決算議会であります。本定例議会、全議案等々全て真摯に御議論いただくなかで承認若しくは可決を賜りましたことをこの場を借りて改めて感謝を申し上げる次第であります。私は、こういった場で申し上げるのが良いのかどうか分かりませんが、今議会もそうございましたけれども、議員の皆様が本当によく勉強しておられるな、また、熱心に真摯に御質疑をしていただくことができているな、そのことを毎議会なのですけれども、議会を重ねるごとにその思いを強く強く持たせていただくことができいております。これはひとえに議員各位の日々の真摯なる議員活動がなせる技だろう、そう敬意を表させていただく次第であります。お世辞だとか、そんなふうにとっていただくと本当に辛いのでありますけれども、そういう皆さん方の真摯な取組・活動というものが、やっぱり町民の皆様や、あるいは町外の皆様にも、津南町の在り方ということを強くアピールしていただく、そういった基になっているなど、そのように思っております。私どもも皆さんの真摯な努力に負けないように職員一同懸命に町政の進展に取り組みをさせていただくことは無論であります。お互いが両々切磋琢磨し合いながら、もっと真剣にもっと鋭く町政を見つめる、そういった場に本議会が一層ならせさせていただくことができますように心からお願いを申し上げさせていただき、本議会に当たっての御礼の御挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

議長（草津 進）

これにて平成 29 年第 3 回津南町議会定例会を閉会いたします。

—（午前 11 時 19 分）—